

磐田市長

法人名 社会福祉法人 圓通福祉会
理事長名 武内 泰彦 印



令和7年度指導監査結果に係る改善措置について

令和 7年 10月 31日付け磐健福第1151号により通知のあった指導監査の実施結果に対し、下記のとおり改善措置を定めたので報告します。

記

◎ 理事会審議年月日 令和 7年 11月 5日

1 指導監査対象区分及び改善措置を要する事項(文書指摘事項)	2 改善措置の具体的な内容	3 改善措置実施(予定)時期
(2)経理 ア 令和5年度から6年度にかけて、職員に対する給与及び賞与について過払いがあり、既に2,437,500円を職員に返還させているが、返還額が不足しているため、不足分を職員に返還させること。 【給与規程第10条、第12条、第13条、第14条】 【非常勤職員就業規則第33条、第36条】	根拠となる資料を基に高田労務士と令和5年度、令和6年度の給与の計算をし直し、既に返還した額を差し引いた988,959円が不足分だったため令和7年11月11日に返還させた。 この問題以降タイムカードを導入し、職員の勤務時間を明確にし勤務体制を整えている。	令和7年11月6日

注：理事会議事録及び改善状況の進捗状況が説明できる資料を添付すること。
結果通知の文書番号ごとに、この様式により改善措置を作成すること。

